

## 四谷地区における区立小学校通学区域検討協議会設置要綱

### （設置）

第1条 四谷地区における区立小学校の教育環境の維持向上を図るため、四谷地区における区立小学校通学区域検討協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### （協議事項）

第2条 協議会は、四谷地区における区立小学校の通学区域の見直しや緩和等について協議を行う。協議の対象となる通学区域は、四谷小学校、四谷第六小学校、花園小学校の通学区域とする。

### （組織）

第3条 協議会は、次に掲げる者につき、教育委員会が委嘱し、又は任命する21名以内の委員をもって組織する。

- （1）新宿区立学校長 3名以内
- （2）新宿区立学校保護者 3名以内
- （3）新宿区立子ども園・幼稚園保護者等 4名以内
- （4）町会、自治会その他の地域活動団体の構成員 6名以内
- （5）教育に関する学識経験を有する者 2名以内
- （6）区職員 3名以内

### （任期）

第4条 委員の任期は、委嘱し、又は任命した日から、第2条に規定する協議を終了した日までとする。ただし、委員が前条に規定する要件を欠くに至ったときは、当該要件を欠くに至った日までとする。

2 後任の委員の任期は、新たに当該要件を満たした者について教育委員会が委嘱し、又は任命した日から前項に規定する日までとする。

### （役職）

第5条 協議会に、会長及び副会長を各1名置く。会長は、委員の互選により定め、副会長は、委員の中から会長が指名する。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### （会議）

第6条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、過半数の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の協議事項は、出席した委員の合議により決定するものとする。
- 4 協議会は、公開とする。ただし、会長が必要と認めたときは、非公開とすることができる。

(意見聴取等)

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、関係機関の職員等の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(報酬)

第8条 委員が協議会に出席したときは、別表左欄に掲げる委員に対して、別表右欄に掲げる金額を支払う。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、教育委員会事務局学校運営課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、教育委員会事務局次長が別に定める。

附則

この要綱は令和5年6月16日から施行する。

別表（第8条関係）

新宿区立学校長代表	なし
新宿区立学校保護者代表	日額 10,000 円
新宿区立子ども園・幼稚園保護者代表	
町会、自治会その他の地域活動団体の構成員	
教育に関する学識経験を有する者	日額 20,000 円
区職員	なし